

西蒲民商ニュース

2020年4月6日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

コロナウイルスで大変

新商連・民商が融資、

減免で県に要請!

3月27日、新商連・民商は「小規模事業者の新型コロナウイルスの要望書」を新潟県産業労働部に要請しました。

【主な要請項目】

- ① 県の特別融資は、無利子・無担保で返済は、設備20年、運転15年（据置5年）にすること。
- ② 新潟県保証協会に対して積極的なセーフティネットの保証運用を行い、条件変更等の要望に応ずるよう指導すること。
- ③ 新潟県税、固定資産税、国保税等の納税猶予や減免を行うよう自治体に指導すること

【県の回答】

2月7日に県に窓口を設置してから220件の相談があった。急速に売り上げが落ちたという飲食店の相談が多い。県は早めに特別融資を実施したが、状況に応じた対策を検討して行きたい。

【参加者の要望】

特別融資は国にならって無利息で据置五年にしてほしい。家賃やリース代等の固定費の補助を実施してほしい。



【税金等の納税緩和や猶予】

- 新型コロナの影響で税金等の納付が著しく困難な人
- 損失を受けた場合、帳簿で確認するが聞き取りでもよい。
- 納税猶予期間は一年だが事情によって延長する場合もある。
- 財産などの差し押さえを受けている人も納税猶予にできる場合も。

*相談は西蒲民商まで

商工新聞・会員の紹介

運動を広げよう

三月に入って、便利屋さん、農業、リフォーム業者が税金などの要求で相談に来て3人が入会しました。是非知り合いの中小業者に「申告はお済ですか、民商はどうですか？」の一声かけましょう。



飲食店などが原則禁煙

4月1日、飲食店、事務所、ホテル、店舗、集会場などが禁煙となります。

【小規模飲食店】

- ① 2020年以前に飲食店の営業許可がある。
 - ② 個人営業や資本金が5千万円以下
 - ③ 客席が100㎡以下
- これら三条件に該当する場合、保健所の届出で店内喫煙が可能な経過措置があります。

問合せ、新潟市保健衛生部健康増進課

TEL 025・212・8166